

令和3年第3回（6月）議会定例会会議録

招集年月日	令和3年6月9日		
招集の場所	川北町議会議場		
開会宣告日時	令和3年6月9日	午前10時03分	
閉議宣告日時	令和3年6月9日	午前10時22分	
応招議員	1番 山田勝裕	2番 宮崎 稔	3番 窪田 博
	4番 井波秀俊	5番 山村秀俊	6番 西田時雄
	7番 田中秀夫	8番 苗代 実	9番 坂井 毅
	10番 山先守夫		
不応招議員	なし		
出席議員	1番 山田勝裕	2番 宮崎 稔	3番 窪田 博
	4番 井波秀俊	5番 山村秀俊	6番 西田時雄
	7番 田中秀夫	8番 苗代 実	9番 坂井 毅
	10番 山先守夫		
欠席議員	なし		
会議録署名議員	4番 井波秀俊	5番 山村秀俊	6番 西田時雄
地方自治法第121条の 規定により説明のため 出席した者の職氏名	町長 前 哲雄 総務課長 大山恭功 福祉課長 村田真寿美 土木課長 山本忠浩	副町長 田西秀司 税務課長 川北征章 産業経済課長 奥村栄一 学校教育課長兼社会教育課長 東 誠	教育長 室谷敏彦 住民課長 國雲正樹
職務のため議場に出席 を求めた者の職氏名	事務局長 中田利明		
議事日程	別紙のとおり		
会議に付した事件	別紙のとおり		
会議の経過	別紙のとおり		

令和3年第3回

議 事 日 程 (第1号)

川北町議会定例会

令和2年6月9日 午前10時開議

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 報告第1号から報告第7号及び議案第25号から
議案第27号まで (一括上程)

第4 議案第28号 (議題)

第5 議案第29号 (議題)

会 議 に 付 し た 事 件

- 報告第 1 号 川北町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告並びに承認を
求めることについて
- 報告第 2 号 川北町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のた
めの固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分
の報告並びに承認を求めることについて
- 報告第 3 号 川北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の報告並び
に承認を求めることについて
- 報告第 4 号 令和 2 年度川北町一般会計補正予算の専決処分の報告並びに承認を求め
ることについて
- 報告第 5 号 令和 2 年度川北町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 議案第 2 5 号 令和 3 年度川北町一般会計補正予算
- 議案第 2 6 号 令和 3 年度川北町介護保険事業特別会計補正予算
- 議案第 2 7 号 川北町税条例の一部を改正する条例について
- 報告第 6 号 川北町土地開発公社の経営状況の報告について
- 報告第 7 号 一般財団法人川北町余暇健康開発公社の経営状況の報告について
- 議案第 2 8 号 財産の購入契約について
- 議案第 2 9 号 川北町固定資産評価員選任につき同意を求めることについて

《開 会》

◇議長 苗代 実

只今から、令和3年第3回川北町議会定例会を開会します。

本日の出席議員数は、10名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

(午前10時03分)

《会期の決定》

◇議長 苗代 実

日程第1 会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月16日までの8日間にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月16日までの8日間に決定しました。

尚、これに基づく議事日程は、お手元へ配布しておきましたからご了承願います。

《会議録署名議員の指名》

◇議長 苗代 実

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番 井波秀俊君、5番 山村秀俊君、6番 西田時雄君を指名します。

尚、地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席を求めた者は、町長、副町長、教育長及び担当課長であります。

《提出議案 上程及び説明》

◇議長 苗代 実

日程第3 報告第1号から報告第7号及び、議案第25号から議案第27号までを一括上程します。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

本日、令和3年第3回議会定例会を開催致しましたところ、議員各位には何かとご多忙の中ご出席を戴き、誠に有難うご座居ます。

議案の説明に先立ちまして、町の近況についてご報告を申し上げます。

先ず65歳以上の皆様方へのワクチン接種についてであります。本日午後からの集団接種により高齢者の接種がすべて終了致します。

これまで順調かつ迅速に接種を進めることができたのは、体制の早期構築や様々な創意工夫、そして医療機関の方々から多大なるご協力を頂いたこととともに、健康づくり推進員をはじめ、多くの町民の皆様方のご協力の賜物であり、この場をお借りしまして厚く御礼、そして感謝を申し上げたいと思えます。

引き続き11日から13日までの3日間に実施します。45歳から64歳の方と基礎疾患を有する方の1回目の集団接種につきましては、これまでに対象者の82.5%の方からの予約を受けております。

また町内の保育所・児童館に勤務する職員や小中学校の教職員に対するワクチン接種も併せて実施を致します。

なお2回目の集団接種は、7月の2日から4日までの3日間を予定しており、1回目2回目とも、医療関係者や会場スタッフをこれまでより増員し対応することとし、円滑な接種に努めて参ります。

感染状況につきましては、未だに予断を許さない状況が続いておりますが、基本的な感染症対策の徹底と周知に、引き続き取り組んでまいります。

次に主な事業の状況について申し上げます。

4月27日より試行運行を実施しています町内巡回バスであります。現在のところ45名の利用者登録があり、安全を第一に運行を続けています。

タクシー利用助成事業については、現在までに10名の申請がございました。

また昨年12月より実施しています「ケーブルテレビ網光化整備事業」につきましては、5月末までに436世帯に対する光ケーブル引き込み工事、そしてその費用を町が負担しております。

なお新聞報道にもありましたが、今月3日、近畿中部防衛局長より最新鋭戦闘機F35Aの小松基地への令和7年度からの配備について説明がありました。

町と致しましては、その安全性や騒音など地域住民への影響についての具体的な説明を今後求めて参りたいと考えております。

それでは6月議会定例会に提案を致しました案件について、その概要をご説明申し上げます。

まずは、条例の専決処分の報告並びに承認を求めることについてであります。

報告第1号「税条例の一部を改正する条例について」であります。

地方税法の一部改正に伴うもので、3月議会定例会に提出することが出来ませんでしたので専決をし、事務の執行に支障を来さないよう措置したものであります。

内容は、固定資産税の土地に係る負担調整措置の適用期限及び軽自動車税の環境性能割を軽減する特例、そして種別割のグリーン化特例をそれぞれ延長するものであり、令和3年4月1日より施行致しております。

次に報告第2号「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について」であります。

所謂、地域未来投資促進法の改正に伴い、条ずれ対応を行うもので、これも本年4月1日から施行しております。

報告第3号「国民健康保険条例の一部を改正する条例について」は、法律の一部改正に伴い、傷病手当金の支給に係る文言を改正するものであり、公布の日から施行しています。

次に、報告第4号「令和2年度一般会計補正予算について」であります。

国の令和2年度第3次補正に呼応し、3月に補正しました町道等整備工事や担い手確保・経営強化支援事業などが年度内に完了致しませんでした。

この為、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、4つの事業の合計110,370千円を繰越明許費とし、同法179条第1項

の規定により専決処分を致しましたので報告を致します。

報告第 5 号「繰越計算書の報告について」であります。今程ご説明致しました事業の繰越明許費について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、5 月 20 日に繰越計算書を作成致しましたので、同項の規定により報告するものであります。

続いて、議案第 25 号「令和 3 年度一般会計補正予算について」であります。

今回の補正額は 56,000 千円で、予算の累計額は 3,753,000 千円となります。

内容について申し上げますと、先ず総務費では、諸証明の交付手数料などを対象にキャッシュレス決済を導入する費用、そして感染拡大防止を図るための CO2 センサーやパーティション、避難所用物品などの購入と町が所有するバスへの感染症対策に併せて 7,752 千円を補正します。

民生費では、今年 2 月の揚湯管断裂事故により停止している 2 号源泉の復旧工事費に 22,050 千円、低所得の子育て世帯に児童一人あたり 5 万円を支給する生活支援特別給付金事業に 2,800 千円を補正致します。

衛生費では、県が行うプレ妊活健診助成事業、そして町内の学校や保育所などで感染者が確認された場合に、速やかに PCR 検査や消毒を実施する費用を補正致します。

商工費では、事業収入が低迷しています町内事業者に対して、法人で最大 500 千円、個人で最大 200 千円を経営継続支援金として給付するための費用に 10,010 千円を補正致します。

土木費では、国の社会資本整備総合交付金が重点配分されたことによる、追加工事

費として 11,088 千円を補正します。

これら歳出に対する財源は、国庫支出金や諸収入、町債などを充当しております。

なお感染症対策につきましては、今後とも状況を見極め、必要な施策については時機を逸することなく取り組んで参ります。

次の議案第 26 号「令和 3 年度介護保険事業特別会計補正予算」につきましては、介護報酬改定に伴うシステム改修費に 1,485 千円を補正致します。

議案第 27 号「税条例の一部を改正する条例について」であります。

地方税法の改正に伴うもので、内容と致しましては、個人住民税の医療費控除の特例について適用期間を 5 年間延長し、令和 8 年 12 月 31 日までとする改正で、令和 4 年 1 月 1 日より施行致します。

また令和 6 年度以降の個人住民税の非課税限度額について、基準の判定に用います扶養親族の範囲を、扶養控除の取り扱いと同様にする改正も行い、こちらは令和 6 年 1 月 1 日より施行します。

最後に、報告第 6 号「土地開発公社の経営状況」及び報告第 7 号「余暇健康開発公社の経営状況」の報告についてであります。それぞれの公社における経営状況について、地方自治法 第 243 条の 3 第 2 項の規定により、報告するものであります。

以上が 6 月議会定例会に提案致しました議案の大要であります。

議員各位におかれましては、何卒慎重にご審議を頂きまして、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明と致します。

◇議長 苗代 実

これをもって、提案理由の説明を終わります。

《質疑・委員会付託》

◇議長 苗代 実

これから、只今上程されております報告第1号から報告第5号及び、議案第25号から議案第27号までに対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

只今、上程されております報告第1号から報告第5号及び、議案第25号から議案第27号までについては、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、報告第1号から報告第5号及び、議案第25号から議案第27号までは、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

《提出議案 議題及び説明》

◇議長 苗代 実

日程第4 議案第28号「財産の購入契約について」を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

それでは、議案第28号「財産の購入契約について」ご説明申し上げます。

今回、川北温泉の1号源泉予備ポンプを購入するもので、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第7号の規定により随意契約とし見積書を徴収した結果、最低価格業者の環境エンジニアリング株式会社と、消費税を含め14,850千円で仮契約を締結しました。

つきましては本契約を締結致したく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

何卒、慎重ご審議を頂き、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明と致します。

◇議長 苗代 実

これをもって、提案理由の説明を終わります。

《質疑・委員会付託・採決》

◇議長 苗代 実

これから、議案第28号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案件については、委員会付託を省略したいと思えます。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、本案件については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより、議案第 28 号「財産の購入契約について」を採決します。

議案第 28 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立 9 名)

起立全員です。ご着席ください。

したがって、議案第 28 号「財産の購入契約について」は原案のとおり可決されました。

《提出議案 議題及び説明》

◇議長 苗代 実

日程第 5 議案第 29 号「川北町固定資産評価員選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

それでは人事案件につきまして、提案理由を申し上げます。

議案第 29 号「固定資産評価員選任につき同意を求めることについて」であります。

地方税法第 404 条の規定により、固定資産評価員の設置が義務づけられており、この 4 月 1 日の人事異動に伴い、新たに税務課長に就きました川北征章君を選任致したく提案するものであります。

議員各位のご同意を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明と致します。

◇議長 苗代 実

これをもって、提案理由の説明を終わります。

《質疑・討論省略》

◇議長 苗代 実

只今、議題となっております、議案第 29 号については、人事に関する案件でありますので質疑・討論を省略し、直ちに採決をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略することに決定しました。

《採 決》

◇議長 苗代 実

これより、議案第 29 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立 9 名)

起立全員です。ご着席ください。

議案第 29 号「川北町固定資産評価員選任につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

《閉 議》

◇議長 苗代 実

以上をもって、本日の議事日程はすべて終了しました。

したがって、明6月10日から15日まで
を休会とし、6月16日午前10時より本会
議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午前10時22分)